

〈論 説〉

エドマンド・バークの政治的保守主義

— 神の摂理としての自然と「古来の国制」 —

土 井 美 徳

目 次

はじめに

1 「フランス革命の省察」とその政治的位置

(1) 軌章の経緯

(2) 『省察』の意図と射程

(3) 旧ウィッグの伝統とフランス革命

2 世襲原理に基づく国制

(1) 相続／世襲の原理

(2) 哲学的類比の精神

3 自然と神の摂理に通った国制

(1) 自然の概念と中世自然法思想

(2) ボディ・ポリティックとしての古来の国制

(3) 人為的なるものと自然的なるもの

むすびにかえて — バークの政治書説とコモン・ローの法官説

はじめに

啓蒙主義哲学と並んで近代政治哲学の一つの重要な系譜をなしている保守主義の思考の本質をどのように同定するかは、必ずしも一義的に規定できるものではない。保守主義という概念を、現に実在する諸慣習に政治的行為の基準をおき、それを保持しようとする態度として理解するならば、それはすでに近代以前において土地所有を権力基盤とする王制あるいは貴族制に共通する一般的な政治的支配様式であった。しかしながら、一定の歴史的カテゴリーにおいて把握される政治的保守主義とは、特殊近代的な政治的思考様式の一つであり、18世紀末になって定式化されたと言える。それは、近代の啓蒙的理性がつくり

出した抽象的原理に対する対抗的概念として登場したものである³¹⁾。

近代啓蒙主義の系譜に位置する社会契約の論理が「あるべきもの」の次元において国制 (constitution, regime, polity) を描き出そうとするものだとすれば、「保守」の意味するところとは、「現にあるもの」の次元のうちに国家の理想を見出そうとする点にある。前者の啓蒙主義が、所与の秩序を否定し、白紙還元化されたキャンパスの上に社会の第一要素としての「諸個人」による作為の結果として国家を再構成しようとするものであるという点で、必然的に過去との一切の歴史的連続性が断ち切られるのに対して、後者の保守主義は、政治社会の古来の伝統のなかに統治の基本構造と準拠すべき原理を求めるところに存立するものであるという意味で、歴史的連続性こそがその思考の本質をなしていると言える。ここでの歴史的連続性の強調は、長期にわたる共同体の政治的経験のなかでその妥当性が検証されてきた制度や慣習を尊重し、その「歴史的適用性 (historical appropriateness)³²⁾」のなかに政治的・法的な合理性を見ようとする態度であると言ってよい³³⁾。

1) さしあたって、以下の文献を参照。保守主義の思考一般については、Karl Mannheim, *Conservatism: A Contribution to the Sociology of Knowledge*, London, 2007。フランス革命から1990年代までの保守主義の通史として、Pekka Suvanto, *Conservatism from the French Revolution to the 1990s*, translated by Roderick Fletcher, New York, 1997。イギリスの保守主義については、A. Aughey, G. Jones and W. T. M. Riches, *The Conservative Political Tradition in Britain and the United States*, London, 1992; Frank O'Gorman, *British Conservatism: Conservative Thought from Burke to Thatcher*, New York, 1986; Robert Eccleshall, *English Conservatism Since the Restoration: An Introduction and Anthology*, London, 1990。18世紀末以降のヨーロッパにおける保守主義の系譜については、John Weiss, *Conservatism in Europe 1770-1945: Traditionalism, Reaction, and Counter-Revolution*, London, 1977。20世紀の現代保守主義については、Robert Devigne, *Recasting Conservatism: Oakeshott, Strauss, and the Response to Postmodernism*, Yale, 1996。Charles Covell, *The Redefinition of Conservatism: Politics and Doctrine*, Hampshire, 1986。また邦語文献として、北岡勲『保守主義研究』御茶の水書房、1985年。同『イギリス保守主義の展開』御茶の水書房、1985年。村岡健次『新装版ヴィクトリア時代の政治と社会』ミネルヴァ書房、1995年。

2) G. J. Postema, *Bentham and the Common Law Tradition*, Oxford, 1986, pp. 4-7。

このように保守主義的思考の本質は、あらゆる政治社会には、時を超えて持続してきた一定の編成が備わっており、それゆえにあるべき次元において抽象的に設計された政治的秩序が課されることを拒否するという点にある。このことは、政治的行為のあり方においても一定の特徴を導き出す。すなわち、ある特定の時代、ある特定の社会において政治的に「正しく行為する」ことが具体的に何であるのかは、特定の歴史的コンテクストから独立した個人の抽象的理性の光に照らして判断できるものではない。時を超えて継承されてきた政治的伝統に照らして合理的と見なされる基準に依拠して初めて諸個人は、「善き生」(a good life) とは何であるかを判断することが可能となるのである。こうして保守主義的思考の基礎には、政治的行為における人間の「徳」(virtue) というテーマが本質的に伴う。また、個々の人間が自己の行為の妥当性を判断する際の合理性も、抽象的な計算に基づくものではなく、状況のなかでの「必要」という観念によって導き出される。

以上のような近代政治哲学の一類型としての保守主義的思考を定式化し、保守主義の系譜における古典となったのが、エドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729-97) であり、彼がフランス革命に対する政治的対決の得として著した『フランス革命の省察』³⁾であった。このなかで彼は、後に保守主義として継承されていく「政治的・社会的・宗教的な基本的観念」の範型を提示し、「保守主義思想の創始者」と呼ばれることになるのである。

しかしながら、周知のように、バークの著作群は、体系立った理論的考察を意図して書かれたものではない。彼の思考および言説の特質は、まさに政治家としての実践的言語による個別の政治課題に対する応答あるいは省察という形式をとっている。⁴⁾『省察』もまたフランス革命という特定の政治的事件に対する応答であり省察であった。それは、フランス革命の波及を阻止するために、イギリス国民を名宛人として語りかけた説得のためのレトリック的作品であった

3) 拙著『イギリス立憲政治の源流 — 「古来の國制」論と前期ステュアート時代の統治』木鐸社、2006年、第3章を参照。

4) Bruce Frohnen, *Virtue and the Promise of Conservatism: the Legacy of Burke and Tocqueville*, Kansas, 1993, pp. 2-4.

とも言える。こうした表現形式は、彼の思想全体の論理構造を把握しようとする際に大きな障害となる。パークの政治的著作における論理性の欠如が指摘されるゆえんである。しかしながら、パークが抽象的思考を嫌い、つねに個別の「状況」に対する実践的応答を自らの表現形式にしていたという事実は、必ずしも彼の政治的思考に論理性が欠けていたということの意味するわけでない。たしかに「省察」は、パーク自身がある書簡のなかで後に記しているように、フランス革命という特定の「政治的事件についての省察」であり、「統治理論や統治原理に関する講義」を意図したものではない¹⁰。しかしそこには、具体的状況と個別的事例を省察する際の彼の言語を支えていた思惟構造が何らか存在していたはずである。そこには、近代啓蒙主義哲学とは別様の知の系譜に立って、一定の政治的な諸原理が作用していたと考えられる。

このようにもともと理論的考察の形式をあえて退け、政治家としての実践的

5) パークに関する研究については、保守主義に関する研究として注(1)に挙げた文献以外に以下のものを参照。パークの幼少期から晩年期までの通史と各時代の思想的展開については、F. P. Lock, *Edmund Burke*, Vol. 1: 1730-1784, Oxford, 1998; Vol. II: 1784-1797, Oxford, 2006。パークの保守主義哲学に関する一般的解説として、Robert A. Nisbet, *Conservatism: Dream and Reality*, Milton Keynes, 1986(宮沢克、谷川昌幸訳『保守主義：夢と現実』昭和堂、1990年)。その他、Dwight D. Murphey, *Burkean Conservatism and Classical Liberalism*, Washington, 1982; Iain Hampsher-Monk, *The Political Philosophy of Edmund Burke*, London, 1987; Iain Hampsher-Monk (ed.), *Edmund Burke*, Farnham, 2009。パークの政治哲学とその後の保守主義の展開に関するものとしては、Russell Kirk, *The Conservative Mind: from Burke to Eliot*, 7th rev. ed., Chicago, 1986。また邦語文献として、小松春雄『イギリス保守主義史研究 — エドマンド・パークの思想と行動』御茶の水書房、1961年。岸本広司『パーク政治思想の形成』御茶の水書房、1989年。岸本広司『パーク政治思想の展開』御茶の水書房、2000年。中川八洋『正統の極法 パークの哲学』中央公論新社、2002年。中澤信彦『イギリス保守主義の政治経済学 — パークとマルサス』ミネルヴァ書房、2009年。

6) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France*, 1790 edited, with Introduction and Notes, by J. G. A. Pocock, Indianapolis/Cambridge, 1987。半澤孝憲訳『フランス革命の省察』みすず書房、1989年。以下、「省察」と略す。なお、本稿で引用する際には上記の半澤訳を参照した。ただし訳出にあたっては、解釈上の必要に応じて自己訳を試みている。したがって、本稿で引証した訳語や解釈についての判断の是非は筆者が負っている。

応答というスタンスを重視したバークの言説を、その言説の背後にあつて作動していたであろう政治的思考様式の枠組みを改めて構造的、論理的に把握しようとするならば、そこには一定の方法論上のプロセスが必要となってくる。すなわち、バーク思想の個々の特徴を共有している、ないしは親和性があると思われる他の思想体系との比較考察を行うことである。それゆえ、ロックのプロパティ論やベンサムの功利主義、ヒュームの政体論、モンテスキュー、トクヴィルの徳の観念といった他の政治思想家たちの体系や、トマス主義の中世自然法思想のような特定の集約的な政治的、法的、宗教的な観念との比較を通じて、バーク思想の再構成が試みられてきた。

本稿では、『省察』のなかで典型的に表れているバークの保守主義的な思考について、その基礎となつていたであろう、思想母型としての政治的伝統あるいは政治的思考様式を探ることにある。考察の具体的なプロセスとしては、最初に、バークの保守主義的な政治哲学において特徴的だと考えられる諸要素を同定するとともに、それら特徴的な諸観念の相互連関をたどりつつ再構成し、バーク思想の論理構造を確認する。しかる後に、彼が依拠していた政治的思考・法

7) O'Gorman, *op. cit.*, p. 12.

8) 本稿で用いたバークの一次資料は、以下の通りである。『省察』と『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』(注46参照)以外のバークの著作と議会演説については、以下の資料集を用いた。The *Writings and Speeches of Edmund Burke*, edited by Paul Langford and the others, 8 vols, Oxford, 1981~(2000)。また上記の編纂が未完であるため、未収録のものについては、以下の資料集を参照した。The *Writings and Speeches of Edmund Burke*, Beaconsfield Edition, 12 vols, Boston, 1901。また、バークの書簡集として、以下のものを用いた。The *Correspondence of Edmund Burke*, edited by Thomas W. Copeland and others, 10 vols., Cambridge, 1958-78。なお、中野好之編訳『バーク政治経済論集』(法政大学出版局、2000年)に所収の著作、演説等については、邦訳版も併せて参照した。ただし『省察』と同様、訳出にあたっては解釈上の必要に応じて自己訳を試みている。

9) バークの言説の持つこうした特徴を理由に、彼の思想を体系的に理解しようとする試みそのものについて否定的な見解をとるものとしたたとえば、Frank O'Gorman, *Edmund Burke: His Political Philosophy*, London, 1973。オゴーマンの指摘によれば、バークは体系的な哲学を展開しなかったがゆえに、彼の著作のなかにそれを探求することは空虚である。基本的概念や鍵概念を探し求めることすら無益であると (*ibid.*, p. 13-4)。

的思考の母型を探り出していくことにしたい。その際、本稿では、上述した比較対象としての思想体系として、17世紀ステュアート時代に確立する、いわゆる古典的コモン・ロー理論を設定する。パークがフランス革命を批判した時、彼にとって擁護すべき所与の政治体制、あるいは政治原理とは、1688年の名君革命体制であった。本稿では、この体制の思想的基盤となった17世紀の「古来の国制」(ancient constitution) 論の法的・政治的言説とその思考様式のなかに、パークの保守主義的思考の原型を探り出していく。それは、17世紀に形成された古典的コモン・ロー理論の法言語によって表現された法的かつ政治的な思考様式であった。

従来の研究では、17世紀のサー・エドワード・クックから18世紀のブラックストーンに至るコモン・ローの系譜に立って、ブラックストーンがそれを法的に体系化したのに対し、パークはその政治的伝統を保守主義哲学として定式化したとする見解や、イギリス法制に固有の伝統的な歴史観のコンテクストのな

10) Burke, To William Cusac Smith [22 July 1791], in *the Correspondence*, vol. VI, pp. 302–5, at p. 304. この密書のなかでパークは、トマス・ペインの「人間の権利」に関する理論的学説を繰り返し批判している。このことは、パークが統治に関わる事柄については殊更「抽象的モード」を拒否し、思弁的、理論的考察を批難している理由の一端であるとも考えられる。つまり、抽象的でそれゆえ普遍妥当性を持つ人間の権利に関する理論を批判し、特定の社会の成員が持つ個別の妥当性を重視した権利概念を対置させようとした時、前者の人間一般の持つ権利が自ずと抽象化された形式で表現されることになるため、それに対する批判は、理論的形式をまったく回避して、特定の政治的事件の具体的状況に関する省察という、後者の権利概念と親和性のある表現モードを採用することが、言語戦略の観点から考えても対照化を図るうえでより効果的であったと考えられる。彼のこうした意図は、後述するように、パークの「はしがき」のなかからもうかがわれる。

11) たとえば、F・ドレーヤーはこう説明している。「パークの理論は、ロック主義的な諸原理と矛盾せず一致するという意味において正統派ウィッグ主義であった。事実、パークの最も重要な諸原理の多くは、ロック主義的なものであった」。Frederick A. Dreyer, *Burke's Politics: A Study in Whig Orthodoxy*, Waterloo, 1979, p. 5. 他に、ベンサム、モンテスキューと結び付けて考察したものとして、John Morley, *Burke*, London, 1907. フランスの政治哲学者トクヴィルとの関係に立って考察したものとして、Bruce Frohnen, *Virtue and the Promise of Conservatism: The Legacy of Burke and Tocqueville*, Kansas, 1993; Philip Thody, *The Conservative Imagination*, London, 1993, Chap. II.

かでバークの歴史観を考察した研究は存在する¹⁰⁾。このようにバークの政治的保守主義の思考の原型が、コモン・ローの法的思考様式のなかに存在していたであろうという認識がある程度共有されているにもかかわらず、それぞれの本質的な構成要素とその連関を同定し、両者の思惟構造の同一性あるいは連続性を検証しようとした研究となると殊のほか少ないと言わざるを得ない。

バークの政治哲学と17世紀の「古来の国制」論との思想的な連続性というテーマをかつて真正面から取り上げたのが、J・G・A・ポーコックの論文である¹¹⁾。ポーコックによれば、「バーク思想の歴史的起源は、必ずしも政治的合理主義に対する反動のなかに見出されるものではない」。にもかかわらず、バーク研究の多くが、こうした近代啓蒙主義の政治哲学に対する反動という仮定に基づいている。バークの伝統主義の政治言説は、彼の時代になお存続していた特定の思考様式について語ったものにほかならないと指摘する¹²⁾。ポーコックがバークの政治的保守主義の原型として、すなわちイギリスの伝統的思考様式として取り

12) たとえば、レオ・シュトラウスは、主として中世のトマス主義の体系との比較を通してバークの哲学を理解しようと試みている。Leo Straus, *Natural Right and History*, Chicago, 1953. ピーター・スタンリスも、中世自然法思想の知的系譜のなかでバークの思想を理解しようとしている。Peter J. Stanlis, *Edmund Burke & the Natural Law*, with A New Introduction by V. Bradley Lewis, New Brunswick, 2003 (originally published in 1958).

13) Stanlis, *op.cit.*, pp. 251-4.

14) John C. Weston, 'Edmund Burke's View of History,' in *Review of Politics*, Volume 23, Issue 02, Apr. 1961, pp. 203-229.

15) たとえば、ハンプシャー・モンクは、「幾世代にも渡って集積された理性 (the collected reason of ages)」（*Reflection*, p. 83. 半澤邦訳、121頁）というバークのフレーズを、クックあるいはヘイルからの直接の引証例として取り上げ、「状況 (circumstance)」のなかでの合理性を賦与する、時を越えて集積された集合的理性というバークの概念がイギリスのコモン・ローの伝統に負っていると指摘している。Ian Hampshire-Monk, *A History of Political Thought: Major Political Thinkers from Hobbes to Marx*, Oxford, 1992, p. 274.

16) J. G. A. Pocock, 'Burke and Ancient Constitution - A Problem in the History of Ideas,' in *the Historical Journal*, III, 2 (1960), pp. 125-43. なおこの論文は、以下に再録されている。Pocock, *Politics Language & Time: Essays on Political Thought and History*, Chicago, 1989, chap. 6.

17) Pocock, 'Burke and Ancient Constitution,' p. 126.

上げたのが、17世紀のコモン・ローヤーの言説であつた。ポーコックは、とくに17世紀中葉のサー・マシュー・ヘイルのコモン・ロー理論との親和性に着目する。

実際にパークは、『断章——イギリス法の歴史に関する評論¹⁸⁾』という初期の著作のなかで、ヘイルの作品に言及しており、そこからコモン・ローの歴史についての洞察を獲得したことをうかがわせる。他方、ヘイルが懐くコモン・ローの歴史観は、コモン・ローの古来の不変性を説いたとポーコックが見なすクックのそれとは異なり、当時の人文主義の歴史研究の成果を吸収し、コモン・ローの歴史的改変を認識した上でその古来性を主張する型のものであり、この点でヘイルはたしかにパークの古来の国制に関する認識に近いと言える。また、ヘイルは、コモン・ローの裁判官であると同時に哲学者でもあつたことから、コモン・ローについて哲学的な観点から論究しているし（ポーコックはそれを「裁判官の社会哲学²⁰⁾」と呼んでいる）、彼の作品自体が、クックのコモン・ロー理論に対して実証主義的な見地からなされたトマス・ホブズの批判²¹⁾に対する反批判として執筆されたがゆえに、コモン・ローの卓越性を単に古来性においてのみ論じるのではなく、むしろそこに発現している合理性という観点からコモン・ローを擁護している²²⁾。以上のような執筆状況という点から言えば、歴史

18) Burke, *Fragment - An Essay towards an History of the Laws of England* (1757), in *the Writings and Speeches* (1981~), Vol. I, pp. 322-31. パークの初期の作品であり、後に執筆される『省察』その他なかで展開される彼の政治的保守主義の思考の母型となつたであろうと推測されるコモン・ローの歴史についての認識が示されている。

19) パークがここで言及しているヘイルの作品は、*The History of the Common Law of England*である。また、クック、セルデン、ヘイルら、17世紀にコモン・ロー法学者たちのコモン・ローの歴史に関する認識については、拙著『イギリス立憲政治の源流』、第2章を参照。

20) Pocock, 'Burke and Ancient Constitution,' p. 135.

21) ホブズのコモン・ローに対する批判書は、1681年まで刊行されなかった。Thomas Hobbes, *A Dialogue between a Philosopher a Student, of the Common Laws of England* (1681), edited by Alan Cromartie, in *Writings on Common Law and Hereditary Right*, edited by A. Cromartie and Q. Skinner, Oxford, 2005. 田中裕ほか訳『哲学者と法学者との対話』(岩波文庫、2002年)。

法学的な知識を備え、かつフランス革命の啓蒙的理性に対する反論として執筆されたバークの『省察』は、ヘイルとたしかに重なり合う。

ポーコック論文の最大の意義は、所与の状況と過去の先例を重視するバークの保守主義の政治的思考様式が、本来的にコモン・ローの法学的思考に特有のものであったという事実を指摘したことにある。しかしながら、ポーコック論文の最大の問題点は、彼のバーク研究の基となっている、17世紀の「古来の国制」論に関する彼の古典的な作品²²⁾それ自体が、いまだその思想的特徴を十分に考察することができていなかった、あるいは誤認していたという点である。ポーコックは、17世紀前期ステュアート時代の「古来の国制」論を、コモン・ローの不変性を政治的戦略に立って声高に唱えたクックをもって同定しており、当時のコモン・ローヤーの集会的言説が持っていた、古来の慣習と自然の理性とを「時」の観念によって媒介させるという思考様式を認識できていない。古典的コモン・ロー理論を形成した当時のコモン・ローヤーの思考様式は、論者による差異は伴いつつも、ローマ法の影響による合理性の観念や、ルネサンス人文主義の歴史研究に基づくイギリス法の歴史の変遷という学識も備えた、一群のコモン・ローヤーたちによる集会的な思考作業のなかで展開されていたのである²³⁾。結果的に、ポーコックは、バークのなかに見られた古来性の言説と理性の言説という二つの知的系譜の交錯を、原型としての古典的コモン・ロー理論の思考様式のなかで読み込むことができていないし、その二つの知の系譜を切り結ぶところで機能していた「時」の観念という最も重要な概念でもって、バーク思想と17世紀の「古来の国制」論との連続性を確認するということができていないのである²⁴⁾。

本稿では、ヘイルとの連続性に限定するのではなく、上記のような前期ステュ

22) ヘイルの法の観念については以下を参照。Alan Cromartie, *Sir Matthew Hale, 1609-1676: Law, Religion and Natural Philosophy*, Cambridge, 1995. 拙著『イギリス立憲政治の源流』、第2章。

23) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1957 (A Reissue with a Retrospect, Cambridge, 1987).

24) 拙著『イギリス立憲政治の源流』、第2章、第3章、第5章を参照されたい。

アート時代の「古来の国制」論あるいは古典的コモン・ロー理論の思考様式を認識枠組みとして活用しながら、パークの保守主義思想をイギリスの伝統的な思考様式の系譜のなかに位置づけて考察する。すなわち、ポーコック以降の「古来の国制」論に関する研究成果とそこで得られた枠組み²⁵⁾に立って、改めてパークのテキスト群を読み解いていくことにする。その際の研究手順としては、体系性を欠くパークの思想をいったん分節化し、彼の保守主義的思考を構成している特徴的な諸要素を同定する。その上でそれらの諸観念のあいだの連関性を明らかにすることによってパークの思惟構造を再構成し、17世紀の「古来の国制」論との思想的連続性を確認していくことにしたい。²⁷⁾

もとより、パークの思想には、17世紀の「古来の国制」、あるいは古典的コモン・ロー理論のなかには吸収できない、あるいは少なくとも個別の諸観念においては直接的に同定することはできない18世紀ヨーロッパの新たな 이슈²⁶⁾が重要な構成要素として論じられている。たとえば、「文明 (civilization)」、や「商業 (commerce)」、「作法 (manners)」、「騎士道の時代 (the age of chivalry)」、「本源的契約 (original compact)」など、18世紀の政治社会状況と政治言語のコンテクストに立って初めて考察可能な観念が存在することは言うまでもない。したがって本稿は、イギリスの政治的思考様式の伝統という縦軸に立って、18世紀のパークの政治的保守主義の政治言説を、17世紀の古来の

25) パークは「古来の国制」論の政治言説とは別に「シヴィック・ヒューマニズム」というもう一つの系譜を提示している。パークの思想のなかには後者の言説が持つ構成要素も確認されるが、本稿では主に前者の言説の枠組みでパーク思想の本質が理解できると考えている。ポーコックのシヴィック・ヒューマニズムの研究については以下を参照。Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press, 1975. 田中秀夫他訳『マキアヴェリアン・モーメント — フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』(名古屋大学出版会、2008年)。なお、ポーコックの政治言説史の方法についてはさしあたって、拙稿「世評 — 『マキアヴェリアン・モーメント』」社会思想史学会年報『社会思想史研究』No. 33 (藤原書店、2009年)、155-9頁を参照されたい。

26) とくに、土井、上掲巻のほか、拙稿「初期スチュアート期のコモン・ローと選挙権」日本西洋史学会編『西洋史学』第180号、1996年、など。

27) なお、ここでの問題構成は、本稿と次稿「時効としての憲法と「古来の国制」論 — パークの政治的保守主義と英國立憲主義の系譜 —」とによって考察される。

国制論あるいは古典的コモン・ロー理論の法言説の論理構造という観点から考察することにより、両者のあいだの思考様式としての連続性を確認しようとするものである。

1 『フランス革命の省察』とその政治的位置

(1) 執筆の経緯

パークは『省察』の「はしがき」で、本書執筆の経緯をこう記している。「以下の省察を著す機縁となったのは、著者がパリ在住のあるごく若い紳士あてに送った一通の書簡」であり、その後、その若い紳士からさらなる懇請を受けて、この「問題についていま一度、よりいっそう詳細に議論すべく着手した」。そして、それが『省察』であると。²⁸⁾

パークがフランス革命に言及した最初の記録は、旧知の知人チャールモント伯に宛てた1789年8月9日付けの手紙のなかに確認される。バステューユ牢獄の襲撃が起こった7月14日から三週間あまり後に認められたこの書簡にのなかで、パークは、パリの民衆が廃兵院であるバステューユ半獄の襲撃によって物理的強制力を手にするに至った事態について触れ、フランス革命の進行に対する強い懸念を表明している。たとえば、「確固たる国制を形成するには、睿智と精神とがともに必要とされる」。しかし現在のフランスの担い手に果たして「賢明なる分別」が備わっているのか、仮に備わっていたとしても「そうした睿智に相応しい権威」を有しているのだろうか、と。この書簡のなかには、パークが後に『省察』のなかで展開する重要な観念の出発点となるものが記されて

28) なお、パークの文明、政治経済、作法、騎士道といった諸観念については、さしあたって以下を参照。Pocock, 'The Political Economy of Burke's Analysis of the French Revolution' (1982), reprinted in *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1985, pp. 193-212. 犬塚元「エドモンド・パーク、習俗（マナーズ）と政治権力」『国家学会雑誌』110（7・8）、607-664頁、1997-8年。

29) Burke, *Reflection*, p. 3. 半澤邦訳、5頁。パークが『省察』を執筆するに至る1789年から1790年の経緯の詳細については、とくに以下を参照。Lock, *Edmund Burke*, vol. II, pp. 243-84.

いる。³⁰

ただこの段階ではまだ、パークはフランスで起きている事件の帰結について明確な判断を下していなかった。フランス革命に対する姿勢を鮮明にするのは、冒頭で引用したパリ在住の若い紳士宛に送った返信書簡においてであった。³¹このなかで彼は、後の「省察」に見られる議論をはっきりと展開している。「私の考えでは、自由 (Liberty) とは、社会的な自由 (freedom) である」。それは、「抑制」とのバランスによって確保できるものであり、そうしてはじめて自由は「正義」と結びつき、「賢明なる法によって確証され、絶妙に構成された諸制度によって保全される」ものとなる。自由とは、単なる「恣意的な意思」ではない。パークは、「意思による排他的支配 (dominion)」に基づいて国制が確立されることの危険性を指摘する。「立法能力による恣意的決定」によって「時効の権利 (prescriptive Right)」が攻撃されるならば、何人も自己のプロパティを保全することはできなくなる³²、と。この視点は、フランス革命の原理に対する彼の批判の中心的位置を一貫して構成することとなる。翌90年2月の別の書簡でも、時効という「聖別されたプロパティの原理を転覆すること」は、取りも直さずプロパティの権原 (title) を脅威にさらすことであり、ひいてはその保全を目的とするはずの政治権力の専制化をもたらすと警告している。³³

(2) 「省察」の意図と射程

パークの「省察」は、書簡体という形式で執筆された作品である。その直接

30) Burke, To the Earl of Charlemont [9 August 1789], in *the Correspondence*, vol.VI, pp.9-12, at p.10.

31) Burke, To Charles - Jean - Francois Depont [November 1789], in *the Correspondence*, vol.VI, pp.39-50. パークが「省察」の「はしがき」で述べた「若い紳士」とは、パリ高等法院の成員であった知人のシャルル・ジャン・フランソワ・ドゥボン (Charles - Jean - Francois Depont, 1767-96) のことであった。彼がパークに宛てた手紙は、11月4日付の以下のものである。Charles - Jean - Francois Depont to Edmund Burke [4 November 1789], in *the Correspondence*, vol.VI, pp.31-2.

32) Burke, To Charles - Jean - Francois Depont, in *the Correspondence*, vol.VI, pp.42-4.

33) Burke, To Captain Thomas Mercer [26 February 1790], in *the Correspondence*, vol.VI, pp.94-6.

の契機は、以上のような執筆の経緯によると言えるが、しかしそこにはあえて書簡体を採用した彼の政治的意図を読み取ることができよう。フィクションとして書簡体の構成をとることは、読者一人一人を名宛人とした効果を生み出し、著者と読者とのあいだにより親密な関係を成立させる。また書簡体の形式は、数々の議会演説で磨いたパークの得意のレトリックを駆使して、読者により説得的に働きかけるという効果も期待できたであろう。とはいえ、書簡体を採用することは、章立てを伴った明確な論理構成を採ることを犠牲にせざるを得ない。パーク自身、「はしがき」の最後のところで、本書の執筆に当たって、「名宛形式」(the form of address)とは別の「異なった構想」を考えた方が、「この問題を論じるのに適した論理区分と配列」を採るために都合がよいのではないか、と述べている。

ここでパークが、作品の論理的な「区分と配列」を犠牲にしてでも、あえて「名宛形式」にこだわったのは、彼にとってフランス革命で進行する一連の出来事が、フランスのみならず、ヨーロッパ全体の旧き秩序を解体するまったく新しい世界観を伴った大事件であり、それが広くヨーロッパに波及することを阻止しなければならないという極めて実践的な意図の下に「省察」を執筆しようとしていたからである。彼はこう記している。フランスで進行している事態は、「フランスのみに関わる事柄でなく、ヨーロッパ全体、ことによるとヨーロッパをも超えた事柄に関わる重大な危機」かもしれないのであって、「あらゆる状況を勘案してみると、これまで世界で起きた事件のなかで、フランス革命ほどに驚嘆すべきものはかつてありませんでした」³⁴⁾。パークの見るところ、フランス革命とは、「形而上学的抽象」(metaphysical abstraction)³⁵⁾、あるいは「機械論的哲学」(mechanic philosophy)³⁶⁾の諸原理に従って、ヨーロッパの古来の国

34) Burke, *Reflection*, p.3. 邦訳、6頁。フィクションとしての書簡体という形式は、1670年代のイングランドで政治パンフレットが発行される際に確立したものであり、18世紀を通して、パークも含めた多くの論者が採用していた慣例であった。Lock, *Edmund Burke*, vol.II, pp.285-7.

35) Burke, *Reflection*, p.9. 半澤邦訳、15頁。

36) *Ibid.*, p.7. 半澤邦訳、12頁。

37) *Ibid.*, p.68. 半澤邦訳、99頁。

制とその諸原理を破壊する野蛮な所業であり、ヨーロッパの秩序は、「啓蒙と理性からなる新たな征服帝国」³⁸⁾の手で解体される危険に直面していると思われたのであった。

ここで注目しておきたいのは、パークにとって「古来の国制」の諸原理とは、イングランドの歴史に由来するイギリス固有のものとして把握されているわけではなく、ヨーロッパ全体の古来の秩序を支えた原理として把握されている点である。イギリスも革命以前のフランスも同様に、ヨーロッパの共通法としての古来の国制に依拠していたと見なされているのである。パークは、イングランド法の歴史について考察した作品のなかで、イギリス法の主要な構成要素である「古来の伝統的な慣習」について、それがイングランドも含む「ヨーロッパの文明化した地域に共通する古来の慣習」であると説明している。このヨーロッパ共通の古来の慣習が、あらゆる古来の諸制度を生み出し、イングランドにおいてはサクソン人の法を形成したのだと。このようにパークは、古来の慣習という観念を、文明化の契機において把握するとともに、それをヨーロッパの共通文化と見なしている。

また、文明としての古来の慣習と関連して、パークは「騎士道の時代 (the age of chivalry)」という観念を展開する。「思考と感情が織り成す体系の起源は古来の騎士道 (the ancient chivalry) にあります。この原理は…幾百世代もの長きにわたって継続し続けて、われわれの生きている時代にすら及んでいるのです。…現代のヨーロッパにその特質を賦与したものこそ、この騎士道の時代の原理でした」⁴⁰⁾。パークが騎士道の時代の原理として挙げるのが、「紳士の精神」と「宗教の精神」である。「現代の文芸」は、これら「古来の習俗 (ancient manners)」に多くを負っていたのであり、「商業、貿易、製造業」などですら、

38) *Ibid.*, p. 67. 半澤邦訳、98頁。

39) イギリスと革命以前のフランスとがともに古来の国制というヨーロッパの共通文化に基づく文明社会であったとする見解は、すでにヒュームにおいても見られた。ヒュームの「文明化されたヨーロッパの君主政」という国制の観念については、大塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大学、2004年)、第6章を参照。

40) Burke, *An Essay towards an History of the Laws of England, in the Writings and Speeches* (1981~), Vol. I, p. 331.

41) Burke, *Reflection*, p. 66-7. 半澤邦訳、97頁。

古来の習俗によってもたらされた被造物であり、その結果にすぎない。「騎士道」とは、学問や商業など現代の文明社会を繁栄させてきた「自然的保護原理」なのであると。⁴²⁾

このようにバークは、近代啓蒙の歴史観とはまったく逆の、古来性のなかに文明の契機を見る歴史観を提示する。すなわち、古来の習俗こそが文明であり、逆に近代啓蒙こそが「野蛮で獣性を帯びた」ものであると。しかも彼は、騎士道の諸原理を「自然的」なものと捉えていることから分かるように、「騎士道の時代」とは「ある特定の歴史的時代」を意味するものというよりは、人間本性に関わる「道徳的」な次元において理解されるべき文明と等価のカテゴリーであって、過去へのノスタルジアではない。⁴³⁾

バークは以上のように、ヨーロッパの文明を生み出した源泉として、古来の慣習と騎士道の原理を等価の形で展開している。彼は、ローマ法や教会法がそう呼ばれたのと同様に、ヨーロッパのユース・コムーネ (jus commune) という伝統的形式において、イギリスの古来の国制ないし古来のコモン・ローを把握することによって、文明の源としてのヨーロッパ古来の国制という観念を提示した。それは、ヨーロッパ世界が幾世紀にもわたって立脚してきた「古き基本的諸原理」⁴⁴⁾に基づくものであり、バークが擁護するイギリス国制は、「ヨーロッパの古きコモン・ロー (the old common law of Europe) にあった古来の原理と範型 (the ancient principles and models) を改善し、現状に適合さ

42) *Ibid.*, p. 69. 半澤邦訳、100-1頁

43) Lock, *Edmund Burke*, vol. II, p. 299. 「騎士道」の観念は、スコットランド将軍を代表する同時代のデイヴィッド・ヒュームやアダム・ファークソンも用いている。ヒュームはそれを「現実にかつ真正に賞讃に値する英雄的資質」として捉え、ファークソンは「近代の諸国民のあいだでわれわれが文明化されたもの、洗練されたものという表現を与えているところの主たる特徴」の範型として説明している。David Hume, *History of England* (1754-62), 1778 edn (rept. Indianapolis, 1983), vol. II, p. 251; Adam Ferguson, *Essay on the History of Civil Society* (1767), edited by Duncan Forbes, Edinburgh, 1967, p. 200. なお、ヒュームのこの書については以下の抄訳がある。池田和央、犬塚元、藤屋竜「『イングランド史』抄訳 (1) ~ (5)」『関西大学経済論集』54 (2) ~ 57 (2), 2004-7年。本抄訳については、犬塚氏より惠送を受けた。ここに記して謝したい。

44) Burke, *Reflection*, p. 70. 半澤邦訳、101頁。

せながら生き生きと維持してきた⁴⁵⁾体制であるのに対し、フランス革命とは、自国の「旧来の諸制度」を覆そうとして、ヨーロッパの文明化の源泉であった「古来の諸原理 (ancient principles)」を破壊してしまった事件なのであった⁴⁶⁾。その帰結はフランスのみならず、必然的に全ヨーロッパの古来の秩序原理の転覆につながるものと、パークは認識していた。

以上のように、イギリスの古来の国制の諸原理あるいは古来のコモン・ローを、ヨーロッパ文明のユース・コムネとして位置づけることによって、パークは、イギリス国制の卓越性を擁護するとともに、フランス革命の革新性が全ヨーロッパに波及することの危険性を効果的に訴えようとしたのである⁴⁷⁾。しかも、フランス革命は、パークにとって単なる制度上の革命ではない。「誰にせよ、一体どうすれば、自分の国を白紙 (carte blanche) に過ぎないもの、好き勝手にその上に殴り書きをしても構わないものと見なすほどに傲慢の調子を上げられるのか、私にはまったく理解も及びません」。パークによれば、フランス革命は単なる政治的革命ではなく、人間本性に関わる道徳的革命であり、その害悪はいつそう深刻な帰結を招くものであった。それは、「あらゆる革命のうちで最も重大な」革命、すなわち人びとが持つ「情操 (sentiments) や作法 (manners) や道徳観 (moral opinions) における革命」でもあった。それゆえ、「フランスでいま何が行われているかについて、ヨーロッパ全体に深甚で密接な関心を抱かしめるのです」と⁴⁸⁾。パークにとって、既存の諸制度を白紙還元的に解体するフランス革命の啓蒙的理性とは、人間の徳をも破壊する「野蛮の哲学⁴⁹⁾」であ

45) *Ibid.*, p. 32. 半澤邦訳、48頁。

46) *Ibid.*, p. 68. 半澤邦訳、99頁。

47) たしかに、パークは、歴史法学の知識によって、イギリス法が大陸の封建法の影響を受けて成立したことを認識していたし、またイギリス法の構成要素として、古来の慣習のほか、ローマ法と教会法を挙げているように、イギリスのコモン・ローそのものの起源をヨーロッパ共通の地平で認識しようとする歴史法学的な学識を備えていた (Burke, *An Essay towards an History of the Laws of England, in the Writings and Speeches* (1981~), Vol. I, p. 331.)。こうした認識が、ヨーロッパ古来の国制という観念を生み出したとも言えるが、しかしそれは、彼が『省察』を執筆した際のストラテジーに適った非常に有効なレトリックとして意識的に展開されたとも考えられる。

48) Burke, *Reflection*, p. 138. 半澤邦訳、197頁。

り、人間の徳を涵養したヨーロッパ古来の国制こそが文明の名に値するものと考えられたのであった。

(3) 旧ウィッグの伝統とフランス革命

政治家バークが最も懸念したのは、フランス革命をイギリスの名誉革命の原理と成果を発展的に継承した革命と見なす類の言説であった。⁵⁰ 名誉革命からフランス革命へと進歩を遂げゆく文明という見方は、先のバークの文明観とまったく正反対の構図にある。それは必然的に、フランスで発展を遂げた成果がイギリスへと逆輸入されてしまう危険性を孕んでいた。⁵¹ 当時のイギリスでは、フランス革命が起こる以前にすでに旧来の国制を大胆に変革することを要求する動きが、急進的なクラブなどのあいだで巻き起こっていた。バークの政治家としての立ち位置は、この種の新ウィッグ的な急進主義に対して、伝統的なウィッグ主義に立った立憲主義と自由主義を擁護するところにあった。その好個の例が、1782年の「下院代表の狀態を調整する委員会開催要求の動議についての演説」である。民主主義的な議會改革としての大衆への選挙権の拡大が争点となっていた下院において、バークはイギリス古来の国制の維持を熱烈に訴えたのである。⁵²

こうした状況下で起きたフランスでの革命は、まさしくイギリス国内の急進

49) *Ibid.*, p. 70. 半澤邦訳、102頁。バークは1791年の『フランスの國情についての考察』では、フランス革命を、政治的原理に基づいて引き起こされた従来のかかる革命との「類比 (analogy)」も困難な「教説と理論的ドグマに基づく革命」として捉え、「改宗の精神 (a spirit of proselytism)」をその本質的部分とする「宗教改革」と類比すべきものだと指摘している。Burke, *Thoughts on French Affairs* (1791), in *the Writings and Speeches* (1981~), Vol. VIII, p. 341. 中野邦訳、696-7頁。

50) Burke, *Reflection*, p. 68. 邦訳、98頁。

51) フランス革命が当時のイギリスに与えた影響については以下を参照。Iain Hampsher-Monk (ed.), *The Impact of the French Revolution: Texts from Britain in the 1790s*, Cambridge, 2005.

52) バークはこう記している。「貴方がたのあいだで行なわれている事柄は、イングランドの前例に倣ったものだ、という説明がフランスで時折なされると聞きます。…われわれはフランスの国民にそうした教訓を教えたことなど決してないし、同様にフランスから教訓を学びたいとも思いません」(Burke, *Reflection*, p. 77. 半澤邦訳、112頁)。

主義者たちの民主主義的な議会改革の要求を後押ししかねないものであった。⁵⁰ それゆえ、名誉革命とフランス革命とがまったく異なる、あるいは相反する原理に立脚したものであることを説明するとともに、名誉革命体制の原理が持つ卓越性を訴えかける必要があった。

1688年の「革命」をめぐる彼らの議論のすべてにおいて、イングランドでその40年ほど前に起きた革命とか、最近のフランス革命とかをあまりにも思い浮かべ過ぎ、それで心のなかが一杯になっているため、三つの革命をいつもごっちゃ混ぜにしているのです。われわれとしては、彼らが混同しているものを区別する必要があります。彼らの誤った幻想に対して、われわれが崇敬するあの「革命」の諸行為を思い起こさせねばなりません。その「革命」の真の諸原理を見出させるために。⁵¹

パークによれば、フランス革命とは1640年代のイングランドのピューリタン革命と等価のものであって、⁵² 1688年の名誉革命は、これら二つの革命とは依って立つ原理という点でまったく相容れない性格のものであった。むしろ原理的に言えば、名誉革命は、王政復古と類比すべきものであった。彼は『省察』の翌年に公刊された『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』のなかで「名誉革命と王政復古の二つの事例をまったく同一の基礎に依拠したものと見なす」と言

53) Burke, *Speech on A Motion Made in the House of Commons, for a Committee to Inquire into the State of the Representation of the Reform of Representation of the Commons in Parliament* (1782), in *the Writings and Speeches* (1901), Vol.VII, pp.91-104. 中野邦訳、443-55頁。

54) 実際、1793年の段階でパークは、フランスの協会とロンドンの諸協会との定期的な往復書簡に言及し、それが「イギリス国制 (British Constitution)」の改革を装ってフランス革命の成果をイギリスに持ち込もうとする目論みだと非難している。Burke, *Observation on the Conduct of Minority* (1793), in *the Writings and Speeches* (1981~), Vol.VIII, p.414.

55) Burke, *Reflection*, p.15. 半澤邦訳、23頁。

56) たとえば、パークはフランス革命を指して「ただ時と所こそ違えど、1648年における狂気の精神や言葉とまったく符合している」事件だと指摘している。Ibid., p.58. 半澤邦訳、85頁。

明している。名譽革命が国王の専制権力から国民の古来の権利を回復・確認したものだとなれば、王政復古は人民の専制権力から古来の王権を回復したものであった。両者はともに「古来の国制」の原理に立って、それを構成する各部門を確認したという点で類比されるべきものであった。バークにとってフランス革命とは、まさに人民の専制を意味していた。彼は1790年の奮闘のなかで、革命によって誕生した「フランスの民主政」を「多数者の専制 (the tyranny of a multitude)」と見なし、「単一者の専制政治」と「多数者の専制政治」を比較し、後者を「増強された専制」と捉えている。その意味で、バークの「哲学的類比 (philosophic analogy)」⁵⁷⁾の精神に従えば、18世紀末のフランス革命と17世紀中葉のイギリスのピューリタン革命とは、多数者の専制という点で哲学的に同時代性を持っていたのだと言える。

以上、本章でわれわれが見てきたように、バークにとって『省察』とは、フランス革命の影響が波及することを阻止するために、イギリス国民はもとより、広くヨーロッパの人びとを名宛人として語りかけた説得のためのレトリック的作品であった。しかしそこには、フランス革命が提示した原理に代わる別の選択肢としての原理を定立することによって、「政治的なるもの」に特有の思考を定式化した哲学的要素が存在した。それは、ヨーロッパのユース・コムネンとして彼が提示した「古来の国制」の諸原理であった。

2 世襲原理に基づく国制

(1) 相続/世襲の原理

バークは『省察』のなかで、フランス革命によって誕生した新たな政治体制とイギリスのそれとを対比して、「貴方がたの新規の国制 (new constitution) は、原理からしてわれわれのものとは正反対」⁵⁸⁾なのだ指摘する。彼は、イギ

57) Burke, *An Appeal from the New to the Old Whig* (1971), edited by John M. Robson, 1962, New York, p. 74. 中野邦訳、638頁。

58) Burke, To Captain Thomas Mercer, in *the Correspondence*, vol. VI, pp. 92-8, at p. 96.

59) Burke, *Reflection*, p. 30. 半澤邦訳、44頁。

リスの国制を確証した名誉革命の意義について、こう説明する。「革命が行われたのは、わが国古来の疑うべからざる法と自由 (*ancient indisputable laws and liberties*) を維持するためであり、またわれわれにとっては法と自由に対する唯一の保証である、あの古来の国制 (*ancient constitution*) を維持するためでした」⁶⁰⁾。フランス革命による「新規の国制」が、啓蒙的理性の抽象的原理に基づいて「旧体制 (アンシャン・レジーム)」を解体し、白紙のキャンパスの上に新たな秩序を設計する、人間の作為の論理で誕生したとすれば、パークにとって名誉革命とは、長年月にわたる過去との連続性を持つイギリスの「古来の国制」を回復・確証した、まったく正反対の性格を持つ革命にほかならなかった。それは、国制も法も、また自由も権利も、すべてが古来性に由来した型の国制であった。

では、パークは、自らが擁護したイギリスの国制が依拠する原理を、何に求めていたのであろうか。彼は言う。「われわれの自由を主張し、要求するにあたって、それを、祖先から発してわれわれに至り、さらには子孫にまで伝えられるべき限嗣相続財産 (*entailed inheritance*) とすること、また王国の民衆にだけ特別に帰属する財産として、何にせよそれ以外のより一般的な、あるいは先行的な権利などは決して結びつけないこと、これこそ、マグナ・カルタに始まって権利宣言 (*the Declaration of Right*) に至る、わが国憲法の一定不変の方針であった」⁶¹⁾。パークがイギリスの国制ないし憲法にとって「一定不変の方針」と見なしたのは、このような「相続／世襲」 (*inheritance*) という原理であった。

パークによれば、イギリス人が「最も聖なる彼らの権利や特権を遺産 (*inheritance*) として考える」という原則は、「古来性 (*antiquity*) に対する強い偏愛」に基づく「王国の不動の方針」であった。彼は言う。「われわれは、自分たちが所有するものすべてを父祖累代の遺産 (*an inheritance from our forefathers*) として導き出したいと欲しました」⁶²⁾。パークは、この「相続／世襲」

60) *Ibid.*, p. 165. 半澤邦訳、237頁。

61) *Ibid.*, p. 27. 半澤邦訳、41頁。

62) *Ibid.*, p. 29. 半澤邦訳、43頁。

63) *Ibid.*, p. 28. 半澤邦訳、42頁。

の原理に基づく自由ないし権利という観念を、17世紀イングランドの「権利請願」(the Petition of Right, 1628年)と「権利宣言」(the Declaration of Right, 1689年)という、憲法上の二つの重要な文書に基づいて説明する。すなわち、「権利請願」のなかで、「議会は国王に対して、『陛下の臣民はこの自由(freedom)を相続してきた』旨、奏上しています。彼らは自らの特権(franchises)を、抽象的原理に立った「人間の権利として」ではなく、あくまでイギリス人の権利(rights)として、また彼らの父祖累代の家産(patrimony)として要求したのです。この「権利請願」を起草したジョン・セルデン(John Selden)その他の「深い学識ある人びと」もまた、「人間の権利」に関する一般理論について十分な「理論的学識」を備えていたけれども、しかし彼らは、それに勝る「実践的叡智(practical wisdom)」を優先することによって、実定的で記録のある「世襲という権原(hereditary title)」を採用し、具体的内容を欠いた抽象的な「思弁的権利(speculative right)」を退けたのである、と。

さらにまた「権利宣言」においても、「彼らは、『まず第一に』、『彼らの祖先が同様の場合にその古来の権利と自由とを擁護するためになすのを常とした如く』為し『宣言する』、と述べることから審議を始め、次いで王と王妃に対して、『主張され宣言された諸権利と自由の一つ一つがこの王国の人民の真正にして古来の疑うべからざる権利と自由である旨、宣言され、法として定められるよう』願い出ています、と。以上のような、古来の法に基づく、世襲としての「古来の疑うべからざる自由」は、さらに遡って13世紀のマグナ・カルタにおいて確認されたものであると言う。「ジョン王のマグナ・カルタなる古い憲章は、もう一つの、ヘンリー1世以来、実際に存在した憲章に接続しており、しかもその両者いずれもが、それよりさらに古い、この王国に不変の法の再確認以上のものではない、と。

このようにパークの言説では、イングランド国民の持つ自由や権利は、「相続／世襲」の原理に基づいて擁護されるべき性格のものと考えられていた。しかも、この「相続／世襲」の原理は、国民が享受すべき自由や権利を保障するための

64) *Ibid.*, pp. 27-8. 半澤邦訳、41頁。

65) *Ibid.*, p. 28. 半澤邦訳、42頁。

原理となっているだけでなく、国制を構成するすべての部門を支える統治の原理でもあった。すなわち、イギリス人は、「相続／世襲」の原理に基づいた国制あるいは憲法によって、「相続すべき王位と相続すべき貴族を持ち、また永きにわたる父祖の系譜から種々の特権 (privileges, franchises)、自由 (liberties) を相続している下院や民衆を持っているのである」。しかも、国制全体としては、「その構成部分のあいだにかくも多様性がありながら、しかもある統一性を維持している」と。⁶⁷⁾ここで言及された、「永きにわたる父祖の系譜」という「相続／世襲」の原理から導かれた、多様性のなかの統一という観念は、パーク思想を理解する上での重要な概念の一つであり、それは、後に考察するように、同じくパーク思想の鍵概念となっている自然、神の護理、時の効力といった観念と密接な関連性を持っている。

いずれにせよ、イギリス人の持つ自由と国王の持つ王権とは、同じ「相続／世襲」の原理に基づいて作動する、相互に連関しあったものであった。「われわれの自由を世襲の権利 (hereditary right) として規則正しく永続させ、また聖なるものとして保持すべき筋道ないし方法として、世襲の王制 (hereditary crown) 以外の何ものかがあり得るとは、これまでいかなる経験も教えたことがありません」。そして、パークはこれを「わが国古来の統治の基本原則 (the ancient fundamental principles of our government)」として説明する。古来の国制にあって、王位とは、民衆の「自由の保証」を意味するものであって、決して「隷属の印」とは見なされていない、とパークは言う。⁶⁸⁾

こうして、パークの説明に従えば、「偉大な法律家と政治家が起草」した1688年の「権利宣言」は、「わが国憲法の礎石であり、わが国の憲法を補強し、闡明し、改善してその基本原理を永遠に確証したもの」であり、しかも「臣民の諸権利及び諸自由を宣言し、王位継承を定める法律」と呼ばれているように、イギリスの古来の国制においては、「臣民の諸権利と王位継承とは一体のものとして宣言され、双方が不可分に結びつけられているのです」、と。⁶⁹⁾

66) *Ibid.*, pp. 28-9. 半澤邦訳、41-3頁。

67) *Ibid.*, p. 29. 半澤邦訳、43頁。

68) *Ibid.*, p. 23. 半澤邦訳、33-4頁。

69) *Ibid.*, p. 15. 半澤邦訳、23頁。

(2) 哲学的類比の精神

以上のように、バークは、個々人の自由と権利を「相続／世襲」という觀念に求めると同時に、この相続／世襲の原理を、国制 (constitution)、すなわち統治の全体へと展開していくのである。ここには、國家と家族とのアナロジーが確認される。バークはいう。「自分たちが財産や生命を享けたり、伝達したりするのと同じの仕方、われわれの政府と諸特権とを受領し、保持し、伝達するのです」。さらに、「こうした方法と原理に則りながら、自らの祖先につき従うことによって、哲学的類比の精神に…導かれています。この世襲原理 (inheritance) を選択することを通して、われわれは、自分たちの政治体制の枠組みに血縁関係の似姿を賦与してきました」と。バークは、家族的絆と家族的愛情によって支えられた「血縁関係」という、人間にとってより自然な原理を、過去とのアナロジーによって物事を判断する「哲学的類比」という方法を用いることによって、國家における統治の問題へと適用しようとする。

ここには、二重の意味で哲学的類比の方法が用いられていると言つてよい。一つは、過去と現在のあいだのアナロジーである。もう一つは、國家と家族とのアナロジーである。より正確に言えば、過去の先例ないし古来性に依拠するという形で現在を過去のとのアナロジーで考えるという態度が、バークに「哲学的類比」という方法をもたらし、さらにこの「哲学的類比」として把握された方法が適用されることによって、「相続／世襲」の原理を基にした家族と國家との第二のアナロジーを生み出しているのである。

そして、バークにおいては、この家族における相続／世襲という人間本性にとって最も本能的で自然的な、それゆえ最も強力に人間を突き動かす私的な契機を、統治という公的な範域に適用することによって、國家の継続性が説明されているのである。バークによれば、家産の相続こそは、人間にとって最も自然かつ強力な継続性を生み出すものと考えられた。「われわれの財産をわれわれの家族の手中で永続させようとする力、この力こそ、財産に属する様々の事柄のうちで最も価値あり、最も興味あるものの一つであり、しかもまた社会それ自身の永続化の方向に著しく働く力です」と。⁷⁰⁾

70) *Ibid.*, p. 30. 半澤邦訳、44頁。

このように家産における相続／世襲という私法上の概念とのアナロジーを通して、パークは、国家という公法上の継続性を説明する。パークの思惟構造を把握しようと試みるわれわれにとってここで重要なのは、パークが家族とのアナロジーにおいて国家の継続性を説明しようとする時、その意図がどこにあったのかという点である。彼が、「家産」相続の原理とのアナロジーに立って国家や統治の問題を説明するのは、家族において財産を維持しようとする相続行為こそが、人間の本性に照らして「自然」なことであると考えられたからであった。つまり、ここで注目しておくべき点は、「相続／世襲」の原理とは、パークの思考のなかにあつては、「自然」という観念と密接に結びついていたという事実である。

さらに、この原理が国制に適用されているということは、パークにとって、国家の統治であれ、人びとの自由であれ、正当性の問題は、それらが「自然」に合ったものであるという点に求められているということの意味している。彼にとっては、「古来の」国制そのものが、まさしく自然の産物なのであつた。このように、憲法構造そのものを貫く「相続／世襲」(inheritance)の原理とは、実は「自然」(nature)の原理によって国制を正当化するレトリックとして働いていると考えることができる。パークにとって、イギリス古来の「憲法上の方針 (constitutional policy)」とは、「自然という範型にならつて作動する」ものと考えられていたのである。すなわち、人間が自然な行為として「財産 (property) や生命」を享受したり、授けたりするのと全く同一の仕方、政治社会における「統治 (government) と特権 (privileges)」を受領し、保持し、伝達するのである⁷¹⁾、と。

3 自然と神の摂理に適った国制

(1) 自然の観念と中世自然法思想

このように、パークの理想として描く古来の国制ないし憲法とは、一方で世

71) *Ibid.*, p. 45. 半澤邦訳、66頁。

72) *Ibid.*, pp. 29-30. 半澤邦訳、44頁。

襲の原理に基づいた過去との連続性において把握されていたが、それはまた同時に「自然」に適った秩序としても理解されていた。彼にとって、「自然とは省察を要せずして睿智であり、またそれ以上のものである」。それゆえ、「祖先から発してわれわれに至り、さらには子孫にまで伝えられるべき限嗣相続財産 (entailed inheritance)」として統治と権利の問題を考え、多様な構成部分が存在しながら、しかもある統一性を維持しているという憲法上の方針も、実は「自然に従うことによって得られた幸福な帰結」なのだと言う。⁷³

では、バークは、「相続/世襲」の原理に基づく古来の因習のなかに、どのようにして自然の観念を導き入れているのであろうか。彼は、それを人間の本性に備わる自然的感情という観点から説明している。たとえば、「こうした自然的感情 (natural feelings) のなかにわれわれは偉大な教訓を読み取る」。あるいは、「これらの諸事件においては、われわれの情念 (passions) が理性を導く⁷⁴」と。バークにとって、人間とは生来、社会的動物であった。「相互にまったく孤立した状態」というのは、「人間の本性にとっての条件」ではない。⁷⁵ 1790年のある書簡のなかで彼は、次のように説明している。人間は、「社会的動物 (gregarious animals)」としての「自然的性向」に適合するように漸進的に便宜を積み上げてきた結果として、政治社会という「環境形態 (habitable form)」を形成してきたのである、と。したがってそのようにして形成された政治社会状態とは、「あらゆる人間同士のあらゆる慈愛 (charities)」を包含した秩序として理解される。

以上のようなバークの自然の観念は、ヒュームの『人間本性論』の影響を受けているものと考えられる。自然主義的な分析によって人間本性の原理を説明しようとするヒュームにおいて、人間の行為を導くのは主に情念であって理性

73) *Ibid.*, p. 29. 半澤邦訳、43頁。

74) *Ibid.*, p. 70. 半澤邦訳、102頁。

75) Burke, Three Letters Addressed to a member of the Present Parliament, on the Proposals for Peace with Regicide Directory of France, in *the Writings and Speeches* (1901), Vol.V, p. 321.

76) Burke, To Unknown, January 1790, in *the Correspondence*, vol.VI, p. 80.

77) Burke, *Appeal*, p. 97. 中野邦訳、656頁。

ではない。⁷⁸⁾ 古来の国制の基本原則とされた「相続／世襲」の原理がなにゆえに自然に適ったものであるのかに関するパークの説明は、ヒュームの人間本性論のように人間の持つ自然的感情や情念という観点から展開される面を有している。本来は対概念として設定される慣習と自然の観念をあえてパラレルな形で把握する際にパークが立てる道筋の一つは、人間本性の自然的感情あるいは本能に基づく原理によって媒介させることにあったと言える。慣習と自然をパラレルに展開するもう一つのパークのプロットは、後述するように神の摂理としての自然と「時」の観念である。

ともあれ、このようにパークの描く「政治社会 (civil society)」とは、「人民 (people)」の自由な意思に基づく「同意」によって作爲されたものではなく、人間の本性あるいは自然的感情によって導かれる自然的秩序なのであった。⁷⁹⁾ このことは他方で、「政治社会状態」それ自体がすでに「自然状態」であるというパークの観念とつながる。彼は言う。「そもそも人間は本性上、理性的であるあるがゆえに、人間は理性が最高度に開発されて支配的役割を果たしうる場所に置かれた時にこそ、最も完全な意味での自然状態にある」。すなわち、「技芸こそは人間の自然であり、それゆえに未熟で無力な嬰兒の時期に少しも劣らず、われわれは成年になっても自然状態にある」。こうして人間は、「社会からの共通な補正を受けて自然が機能するままに、自ずと自然界で指導的、開明的、支配的な役割を演じる。それは身体に対する精神の関係にほかならず、これ抜きでは人間は生存できない」と。彼はこれを「生命の自然的秩序」と呼ぶ。このようにパークにおいては「政治社会状態こそが自然状態」を意味したのである。⁸⁰⁾

78) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, 1739-40. 大槻春彦訳『人性論』(岩波文庫、1948-52年)。

79) なお、この点に関連して、パークは、「自然状態 (A state of Nature)」から「政治社会状態 (the state of civil society)」への移行を説明する上で「本源的契約 (the original compact or agreement)」という言葉を用いている。たとえば、Burke, *An Appeal*, pp. 99-106. 中野邦訳、658-64頁を参照。パークにおける自然状態と政治社会状態、本源的契約といった用語の意味内容とその際のパークの意図については、別稿「エドモンド・パークの保守主義と政治的保守」での考察に委ねる。筆者はこの問題について、自然の規律によって生まれる調和的秩序と、慣習の至高の權威が生み出す秩序の、「時」の効力による媒介という設定で論じる。

そしてそこにおいて規律として働いているのは、「神法 (the Laws of God)」であり、「自然の道徳法 (the natural moral laws)」であった。⁸¹⁾ バークは、政治社会の説明にあたって、ヒューム流の自然主義的な人間本性の説明から入って、そこに形成された自然的秩序の規律として神と自然の法を設定するのである。

バークはこのように、神と自然に適った政治社会の形成原理を、諸個人の意思あるいは数学的理性でなく、人間に備わる本性あるいは自然的感情のなかに見出そうとする。彼は言う。「われわれは、われわれの義務の誠実な保護者、積極的な監視者であり、あらゆる自由かつ人間らしい道徳の眞の支持者たる生得の感情 (inbred sentiments) を自らの内に感じ、それを惹き、育てています。⁸²⁾ 政治社会の秩序を導くのは、人間に本来的に備わる自然的感情、すなわち「生得の感情」であり、彼によれば、イギリスの古来の国制が卓越しているのは、この人間の持つ生得の感情を惹きむところに形成されてきたからこそであった。フランス革命の指導原理が、あらゆる人間が生まれながらに持つ「自然的理性」に基づきながら、自己の自然的権利ないし「生得の権利」の発動として、あるべき国家を作為するという論理に立っているとすれば、これに対するバークの応答は、同じく「自然」を正当化の根拠としながら、「生得の権利」に対して「生得の感情」を対置させることであった。啓蒙主義の「生得の権利」が国家の革新的な作為を導く概念だとすれば、バークの「生得の感情」は、所与の國家の連続性を導き出すレトリックとなっている。

バークのこうした自然観は、自然主義的な人間本性へのアプローチという点でヒュームの影響を受けているものの、その秩序観そのものは中世自然法思想の系譜で理解することができるものである。バークが人間の本性に備わる生得の感情のなかに統治の秩序を導く教習を求めるのは、生得の感情が神によって被造物としての人間に賦与された感情だからである。彼が自然について語る時、そこには、人間社会の秩序を神の摂理に適ったものとして把握しようとする態

80) Burke, *An Appeal*, pp. 105-6. 中野邦訳、663-4頁。

81) Burke, A Letter to Hercules Langrishe, quoted in Stanlis, *op. cit.*, p. 131.

82) Burke, *Reflection*, p. 75. 半澤邦訳、110頁。

度がつねに存在している。「われわれは神を怖れます。畏敬の眼で王を見上げます。議会に対しては愛着の眼を、判事たちに対しては服従の眼を、聖職者に対しては崇敬の眼を、貴族に対しては尊敬の眼を上げます。なぜでしょうか。心のなかでそうした観念を前にする時、そのように心を動かされるのが自然なことだからです⁸³⁾。人間の持つこうした美德の作用は、人間の感情が生み出す自然な発露であった。他方、人間がこうした美德を維持するために、理性のもつ傲慢さを克服するのは、ただ神の摂理ないし叡智の下においてであった。「われわれの弱くて浅慮な高慢は、神秘的叡智 (mysterious wisdom) の下で貶められます⁸⁴⁾」と。

パークにとって、人間とは社会的動物であるだけでなく、「その造り (constitution) からして宗教的な動物 (religious animal)⁸⁵⁾」であり、それゆえ人間の本性には生まれながらに神によって賦与された「本能」としての徳が植え付けられているのである。そしてその本性には、神がつくった摂理のなかで、自己の帰すべき位置と役割が定められている。1791年公刊の「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」のなかで、彼はこう述べている。「われわれの存在の畏れ多い創造主は、存在の秩序におけるわれわれの場所の創造主である。すなわち、創造主は、神聖な計画 (divine tactic) によって、われわれの意思では

83) *Ibid.*, p. 76. 半澤邦訳、110頁。まさにここには、中世自然法思想の秩序を自然主義的なアプローチと結びつけるパークの思考が端的に表れている。そもそも、ローマ法的自然法概念においては、自然法の内容は、両性の性交や子の育成などのような、人間も禽獣も含めたすべての動物に共通する自然主義的な法と、あくまで理性をそなえた人類にのみ固有の「理性の法」とに分けて把握されていた。これに対して、中世スコラ哲学の時代には、自然法は人間にのみ適用される「理性の法」に限定されて理解されるようになっていた(拙著『イギリス立憲政治の源流』、209-10頁参照)。本稿でも確認されるように、パークが人間の「自然」について語る時、そこには神によって植え込まれた自然主義的な本能という観点と、トマス主義的な「理性の法」という観点の両方が確認される。この借用をパークがどこまで意識していたかは不明だが、基本的には中世自然法思想の枠組みに立ちながら、一方で自然主義的な人間の本性(自然)を説明するという二義性は、ローマ法的な理解によるというよりは、おそらくヒュームの影響が加わることで生じた結核ではないかと推測される。

84) Burke, *Reflection*, p. 71. 半澤邦訳、102-3頁。

85) *Ibid.*, p. 80. 半澤邦訳、115頁。

なく彼の意思に従って、われわれを配置し配列し給うゆえに、創造主はわれわれに対し、この配置のなかで、また配列によって現実にわれわれにあてがわれた場所に帰属する役割を果たすよう定め給うたわけである⁸⁶⁾。このように、人びとは神の摂理のなかにあつて、それぞれの帰属すべき位置に相応した役割を果たすことによって、全体として一個の有機的な政体を構成する。各人がなすべきすべてのことは、「森羅万象の指向すべき引証点に関連づけられねばならない⁸⁷⁾」と、バークは言う。

(2) ボディ・ポリティックとしての古来の国制

以上のようなバークの説明は、彼の国制論が一方で、神の創造した宇宙的秩序としての政体という中世自然法思想の系譜で考えられていたことを示唆している。それは、自然とのアナロジーで考えられたボディ・ポリティック（政治的身体）という伝統的な観念をバークが展開していることから明らかである。「われわれの政治の体系は、世界の秩序と正確に見合い、照応する位置を占めています。それはまた移ろいゆく諸部分によって構成される永遠の身体 (a permanent body) にとって有るべく定められた存在の様態に正確に適っています」。そこには、「人類を偉大で神秘的に満ちた集合体として纏め上げている驚嘆すべき叡智の配慮⁸⁸⁾」がある、と。バークにとって人類という集合体は、神的な叡智の配慮によって有機的につくられた神秘的な「永遠の身体」であり、イギリスの国制もこの神的摂理に適った秩序としてのボディ・ポリティックであると考えられていた。バークは、こうした神の叡智に基づく自然の摂理という方法を、国家という政治社会のなかに当てはめ維持することで、イギリスの古来の国制を中世キリスト教思想に見られたボディ・ポリティックの観念に基

86) バークは親子の血縁関係を事例として取り上げ、所与の有機的秩序のなかで各人の占めるべき位置について説明している。「予定された事物の秩序」のなかにあつて、人間は、神によって賦与された「自然の神秘的過程を生み出す本能」によって、誕生の当初からその位置に応じることの同意が推定され、最初からその同意を包含しているのだ、と。

Burke, *Appeal*, pp. 96-7. 中野邦訳、655-6頁。

87) Burke, *Reflection*, p. 86. 半澤邦訳、124頁。

88) Burke, *Reflection*, p. 30. 半澤邦訳、44頁。

づいて擁護しようとする。パークの保守主義的思考において、キリスト教の宇宙論的調和の観念は「中心的な重要性」⁸⁹⁾を占めている。

そもそも「ボディ・ポリティーク」の観念とは、「自然的身体」とのアナロジーに立ちつつ、「神秘的身体 (corpus mysticum)」という神学的アナロジーにおいて把握された、中世の伝統的な有機体的秩序観であった。E・カントローヴィチの研究によれば、神秘的身体という観念は、元々、ローマ教会の団体理論において形成され、教義化された。ローマ教会は「キリストを頭とする一つの神秘体を表しており、キリストの頭は神である」という「教会の神秘体 (Corpus Ecclesiae mysticum)」についての理論は、教会と国家との交錯関係が持続化するなかで、政体の構造と解釈に関わる法的、国制的な問題として議論されるようになる。とくに教皇権が世俗の君主権力としての様相を帯びて来るにつれ、一方でローマ教会の位階的な機構こそが、神秘的な基礎を有した絶対的かつ理性的君主国の完全なる原型と見なされるようになるとともに、他方で世俗国家も、「教会の神秘体」という観念を受容し、それを王権を頭とする「国家の神秘体 (Corpus Reipublicae mysticum)」へと転用していく。その後13世紀に、アリストテレス哲学の復興に伴い、中世後期の政治言語、神学言語にその影響が現れると、「神秘体」という用語は、「道徳的かつ政治的な身体 (Corpus morale et politicum)」として解釈されることになる。トマス・アクィナスによって体系化された政治的身体、すなわちボディ・ポリティークの観念は、中世後期および近世の国家(王国)における国制論として広く展開されることになる。⁹⁰⁾

こうした中世後期から近世の王国に見られたスコラ主義的な「ボディ・ポリティーク」の観念が、18世紀末のフランス革命の時代に、パークによってあるべき国制論の理想として展開されたと言える。パーク哲学を中世後期のトマス主義の文脈において理解する研究がしばしば見られるゆえんである。しかしな

89) Pekka Suvanto, *Conservatism from the French Revolution to the 1990s*, London, 1997, p. 12.

90) Ernst H. Kantorowicz, *The Kings Two Bodies, A Study in Mediaeval Political Theology*, renewed, Princeton, 1985, pp. 193-232. 小林公訳『王の二つの身体 — 中世政治神学研究 —』(平凡社、1992年)、202-37頁。

がら、バークがこうした中世自然法思想に立脚したトマス主義的な統治の観念を、われわれはどのような系譜においてバークにまでたどることができるのであろうか。イングランドにおいても、15世紀のジョン・フォーテスキュー (Sir John Fortescue: 1394? - 1476?) において、トマス主義的な自然法思想とボディ・ポリテイクの観念が受容されていた。大法官も務めたフォーテスキューは、「イングランド固有の法を再興した一五世紀の主要な人物」とされ、法と国制に関する観念は、とくにアキナスの『君主統治論』(De Regimine Principum) の強い影響を受けていた。たとえば、フォーテスキューは、アキナスを引証しながらこう記している。

理性的被造物はみずからも神の摂理の分有者となって自己ならびに他の者のために配慮するかぎりにおいて、何らかのより卓越した仕方での神の摂理に服している。したがって理性的被造物自体においても永遠なる理性が分有され、それによって正しい行為および目的への自然本性的な傾向性を有するのであって、理性的被造物におけるこのような永久法の分有が自然法と呼ばれるのである。

フォーテスキューにとって、あらゆる人定法や慣習法は自然法に服すべきものであった。そして自然法は、理性的被造物たる人間による神の理性ないし摂理の分有であり、その意味で、人定法、慣習、国制の持つ権能や徳性は、究極的にはすべて神法に由来すべきものと理解されている⁹¹⁾。彼の思想の独自性は、こうしたスコラ的な法の理解に立ちつつ、自然法と人定法の関係をめぐって、イングランドの「古来の慣習」という観念を機能的に結びつけたところにある。すなわち、自然法の普遍的規定を個別具体的な形式において人定法として具現化するところに古来の慣習を位置づけているのである⁹²⁾。

フォーテスキューの思想のなかには、歴史としての古来の慣習と、存在論と

91) Ellis Sandoz, 'Fortescue, Coke, and Anglo-American Constitutionalism,' in Sandoz (ed.), *The Roots of Liberty*, Columbia, 1992, p. 5

92) Sir John Fortescue, *De Natura Legis Naturae*, Selected by David S. Berkowitz and Samuel E. Thorne, New York and London, 1980, pp. 239-41.

しての神法・自然法とがある特有の形で結合した観念が確認される。そして重要なのは、彼が唱えた「古来の慣習」に基づく国制の枠組は、17世紀のコモンローヤーが「古来の国制」論を展開する際に重要な枠組みを提供することになったという事実である。⁹⁴⁾ 17世紀の「古来の国制」論もまた、古来の慣習としての位相と、神法・自然法の理性としての位相が機能的に組み合わせられたものであった。⁹⁵⁾ われわれはここに、トマス主義 — フォーテスキュー — 17世紀のコモンローヤー — 18世紀のパークという中世自然法思想の系譜と連続性をたどることができるであろう。

他方、パークにおいては、神が人間に与えた本能としての本性という観念は、プロパティの保障を統治の照準点とすることによって専制を阻止するイギリスの「自由な国制」の観念の説明としても用いられている。「各個人が、自己に帰属し、自己を他と区別するものとする物事の所有を維持しようと力強く闘争することは、不正と専制に対する保障の一つであり、われわれの本性 (nature) のなかに植え付けられたものなのです。それは、所有権 (property) を保障し、社会共同体を一定の安定した状態に維持する本能 (instinct) として作用しているのです」。⁹⁶⁾ パークの見解によれば、神は人間に対して「自らの美徳によって完成されるべきものとしてわれわれの本性を与え給うた」のであり、同時に「その完成に必要な手段」をも賦与したのである。その手段とは「国家」であり、神はその国家が、「あらゆる完全性の源泉であり根源的な原型たるものと結合すること」を欲し給うた。⁹⁷⁾ パークにとってイギリスの古来の国制とは、このよ

- 93) フォーテスキューの法と統治の観念については彼の以下の作品を参照されたい。
 Fortescue, *De Laudibus Legum Angliae*, edited and translated with Introduction and Notes by S. B. Chrimes (Cambridge Studies in English Legal History), Cambridge, 1949. 邦訳『イングランド法の礼賛について』(一—三) 北野かほる、小山貞夫、直江眞一共訳 (東北大学法学会『法学研究』第53巻第4号～第54巻第1号、1989年)。
- 94) フォーテスキューについては、以下を参照されたい。拙稿「フォーテスキューの思想と英国立憲主義の系譜 — ボダイ・ポリティークの理念と「古来の慣習」—」鈴木健夫編『「ヨーロッパ」の歴史的再検討』早稲田大学出版部、2000年。
- 95) 拙著『イギリス立憲政治の源流』、第3章を参照されたい。
- 96) Burke, *Reflection*, p. 122. 半澤邦訳、174頁。
- 97) Burke, *Reflection*, p. 96. 半澤邦訳、125頁。

うな神が欲した国家、すなわち神秘的かつ有機的なボディ・ポリティークであることを意味していた。

このように、所与の伝統のなかに政治的思考と政治的行為の合理性ないし妥当性を見出すバークの保守主義的思考は、その究極において存在論的次元の規範と結びつくことで成立している。ここに、歴史的生成の概念としての〈伝統〉に依拠する保守主義が、他方で自然法や神法という永遠不変の〈理性〉と結びつくこととなる。所与の「状況」との適合性に照らして「必要」という観点に立って政治的行為を判断するという、プラグマティックで功利主義的な側面をもつバークの保守主義的思考は、自然法思想のなかで定立されてきた型の「先天的な規範」⁹⁸⁾によって裏打ちされているのである。バーク自身、「省察」のなかで、こうした観念について、「ごく初期の時代からこの瞬間に至るまで、継続的かつ一般的な是認をもって受容されてきた考え方なのです」⁹⁹⁾と述べているように、バークの政治哲学は、アリストテレス以来、古典古代、中世、近世と受容・継承されてきた自然法思想の知の系譜に立って考えられているといつてよい。¹⁰⁰⁾

(3) 人為的なるものと自然的なるもの

バークにおいては、以上のように、自然法思想、とりわけ中世自然法思想の枠組みにおいて、国制が論じられているのであるが、ではこの国制の観念は、「古来性」との関連で、どのように把握されているのであろうか。バークは、一

98) Frohen, *op.cit.*, p. 10.

99) Burke, *Reflection*, p. 87. 半澤邦訳、126頁。

100) ピーター・J・スタンリスによれば、政治的正義を自然的ものと法的なものとの二つの次元において把握したアリストテレスは、ある政治共同体がその成員に対して規定するところの「個別的な法」とともに、人間本性に一定の神性として備わる自然的正義に基づく「普遍的な法」として「自然法」の存在を説いたが、この自然法思想はその後、古典期ローマのキケロ、東ローマ帝国（ビザンツ帝国）のユスティニアヌス法典、中世盛期にスコラ哲学を体系化したトマス・アクィナス、さらに13世紀イングランドのヘンリー・オブ・ブラクTONの法書、17世紀イングランドの教会法学者リチャード・フッカーやコモン・ロー法学者サー・エドワード・クック、18世紀のブラックストーン、さらにはアメリカ独立の際のトマス・ジェファソンに受容されていったと指摘する。そしてブラックストーンと同時代のバークもまたこの自然法の系譜において位置づけることが可能であると。Stanlis, *op.cit.*, pp. 251-4.

方で「誤り易くか弱い人間理性の考案物を補強すべく、無謬かつ強力な自然の本能の援助を求めることによって」と述べると同時に、「われわれの人為的な (artificial) 諸制度において自然 (nature) との一致」を図る、とも述べている¹⁰¹⁾。彼にとってイギリスの国制とは、その「本性 (nature)」においてまったく異なる、それゆえ異なる「原理」によって擁護されるべき三つの要素によって、調和的全体を構成したものであるとして理解されている。彼は、『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』のなかで、こう述べている。

イギリス憲法 (British constitution) は、…三つの構成要素から、つまりまったく異なる三つの本性から成り立っており、そして自分の任務はこれらの各構成要素を、イギリス国制のなかで本来占めるべき場所で、かつイギリス国制の本来あるべき権力均衡の状態¹⁰²⁾で維持することにあると信じる者は、これら三つの別個の部門を (万一その一部門が攻撃を受ける場合) それぞれに帰属する特有の諸原理に基づいて擁護しなければならない。彼は、君主政を支える原理に基づいて民主的部門を擁護することもできなければ、逆に民主政の原理に基づいて君主政を支持することもできないし、また貴族政を君主政の原理あるいは民主政の原理に基づいて、またそれら両方の原理に基づいて維持することもできない。彼はこれらをまったく異なる諸根拠に基づいて支持しなければならない。ただ実際には、これらは通例、一つの調和的全体 (harmonious body) を構成するはずであり、幸いにもわが国制の場合はその通りになっている。

パークにとってイギリス国制とは、相互に異なる本性をもち、互いに矛盾し合う諸原理に依拠した三つの構成要素がいずれも「イギリス憲法の偉大な構成要素」となり、一個の政治的身体として調和的な「混合政体 (mixed constitution)」をつくり上げている体制なのであった。こうした「複雑かつ精妙¹⁰³⁾」調和的全体は、決して数学的・幾何学的思考で得られる単純なものでは

101) Burke, *Reflection*, p. 30. 半澤邦訳、45頁。

102) Burke, *Appeal*, pp. 30-1. 中野邦訳、603頁。

なく、異なる原理に依拠した相互に異なる三つの構成要素のあいだで調和的な均衡が生成するところに、バークは「自由」の成立を見る。「わが憲法の際立つた特徴とは、…それが持つ自由 (liberty) にほかならない¹⁰³⁾と。

以上、見てきたように、バークのイギリス国制を擁護する際の思考は、一方における神の摂理に基づく「自然的 (natural)」かつ神秘的なボディ・ポリテイクとしての調和的全体の概念と、他方における「人為的 (artificial)」な古来の国制における調和的全体の概念とのアナロジーに立っていると見てよい。バークは、「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」のなかで、単なる「群衆 (multitudes)」が「国民 (People)」となるのは、「自然の規律 (discipline of Nature)」の下に行動する時であって、さらに「慣習の至高権威 (sovereignty of convention)」の下で「慣習的な社会規律の状態 (state of habitual social discipline)」にある時だと説明している。ここでは、自然の規律と慣習の規律がパラレルに用いられている。さらに、「真理と自然 (truth and Nature) だけでなく、慣習と偏見 (habit and prejudice) からなるこの美しき秩序、すなわち「ナショナルなハーモニー (national harmony) の大合唱」のなかにこそ政治社会は存在するのである、とバークはいう¹⁰⁴⁾。このように、本稿で見て来たように、バークの哲学においては、古来の慣習に根ざした伝統的知としての「偏見」による社会的規律と、神の摂理に依拠し、理性的被造物としての人間の「自然」に適った規律とが同じ目的のために機能しているのである。

しかしながら、ここで問題となるのは、先に引用した「われわれの人為的な (artificial) 諸制度において自然 (nature) との一致」を図るとバークが言う時、その両者が単なるアナロジーだけでなく、現実に整合性ある形で一つの連関性を持っているとしたら、この二つの調和的全体の概念をバークは論理的にどう接合させていたのだろうか。その際、重要となるのは、ここでいう「人為的 (artificial)」という言葉がどのような意味内容において理解されていたのかである。一見、対概念と思われるはずの artificial と natural を、バークはしばし

103) *Ibid.*, p. 35. 中野邦訳、607頁。

104) *Ibid.*, p. 34. 中野邦訳、606頁。

105) *Ibid.*, p. 104-5. 中野邦訳、662-3頁。

ば同義語のごとく、ある種のパラレルな関係で用いているからである。¹⁰⁶ いずれにせよ、「人為的なもの」と「自然的なもの」とを媒介する概念、これこそが、「古来」(antiquity)と「自然」(nature)という、パークの保守主義思想を貫く二つの重要な概念がどのように結びついているのかを探るうえで鍵となるであろう。

むすびにかえて — パークの政治言説とコモン・ローの法言説

以上、われわれが見てきたパークの保守主義的思考の枠組みは、17世紀イングランドの政治と法の概念に依拠しているものと考えられる。パークが直接的に継承したのは、名譽革命による体制決着の際の指導原理であり、いわゆるウィッ

106) この点については、スタンリスも、パークにおける国家と教会の問題を論じる章のなかで指摘している。すなわち、パークの国家観が、divine, natural, artificial という一連の類義語によって説明されていると。Stanlis, *op. cit.*, pp. 204-6. 他方、ドレーヤーは、このスタンリスの把握の仕方を批判し、artificial と natural の差異を強調して対概念として把握している。これらの用語を類義語として把握するスタンリスが、パークの政治社会を自然主義的に捉えて、パークが政治社会状態と自然状態を等価のものとして見なしていたと考えるのに対し (Stanlis, *op. cit.*, pp. 130-1)、それらの語の差異を強調するドレーヤーは、パークの政治社会と自然状態とのあいだの区別を重視する。ドレーヤーは同じ文脈において、パークの言う「自然の規律」と「慣習の至高の権威」とを対概念で把握している (Dreyer, *op. cit.*, p. 33-4)。しかしこれは、レトリックに富んだ難解なパークの文章を明らかに誤読している結果というほかない。ドレーヤーは、「自然の規律」を、「慣習の至高の権威」を「導くべき何か」と読み込んでいるが、正しくは、「(群衆)を導くための、(自然の規律に) 匹敵する何か、すなわち慣習の至高の権威」、というのがパークの理解である。つまり、自然の規律と慣習の至高の権威に基づく社会規律とはパラレルな関係で考えられているのである。それは続く箇所でもパークが、こうした二つのパラレルな関係の規律によって形成される「政治社会状態」を、「ナショナルなハーモニーの大合唱」と表現していることから明らかである。この点については、邦訳版 (中野訳) も誤って解釈している。筆者は、かつて17世紀のコモン・ローヤーの「古来の国制」論に関する研究のなかで、artificial reason という術語の artificial の語用を分析することによって、自然の理性と古来の慣習とが、「時」の概念に媒介されることによって近似した意味内容を持っていることを指摘した (拙著「イギリス立憲政治の源流」第3章)。筆者は次稿「時効としての憲法と「古来の国制」論 — パークの政治的保守主義とイギリス立憲主義の系譜 —」において、上記の「古来の国制」論の分析を応用して、パークにおける artificial と natural の語用について改めて詳細に検討を加える。

グ的な政治の観念であった。1791年の『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』のなかで、バークは自身の政治的信条を「旧ウィッグの諸原理 (the principles of the ancient Whigs)¹⁰⁷⁾」と呼んでいた通りである。しかしながら、この名譽革命ないし権利章典によって確証された統治原理は、17世紀の前期ステュアート時代の「古来の国制」論で展開された政治言説・法言説であり、バークの思想構造は、この「古来の国制」論を導いた古典的コモン・ロー理論に照応するものといえる。それは、バーク自身の次の言葉からもうかがわれよう。「わが国最古の改革はマグナ・カルタのそれです。かの偉大なわが國法の託宣者サー・エドワード・クック、およびブラックストーンに至るまでのクックに従う実にすべての偉大な人びとが、われわれの自由の系譜を証明しようと勤めている¹⁰⁸⁾」。このように、クックを始めとする17世紀前期ステュアート時代のコモン・ローヤーたちによって形成された古典的コモン・ロー理論が、その後17世紀中葉以降にヘイルによって修正的に継承され、さらにそのコモン・ロー理論は、18世紀のブラックストーンにおいて学問的に体系化される。バークの政治的保守主義は、このコモン・ローの法学的系譜に依拠した、あるいはその法学的系譜の政治思想的表現であったと理解することができる。

とりわけ、バークのコモン・ローの「歴史観」については、既述したように、直接的にはヘイルの影響を受けている¹⁰⁹⁾。もとより、ヘイルの説明は、彼固有のものではなく、セルデンなどの前期ステュアート時代のコモン・ローヤーたちによってすでに共有されていた形式であった¹¹⁰⁾。バークはコモン・ローについて、

107) Burke, *Appeal*, p. 130. 中野邦訳、686頁。

108) Burke, *Reflection*, p. 28. 半澤邦訳、41頁。

109) ステュアート期の國制史に関するバークの認識は、ヒュームからの影響もあったものと思われる。バークはヒュームが1766年にルソーをイギリスに招いた当時からすでにヒュームの友人の一人であり (Burke, *The Correspondence*, vol. VI, p. 81, n. 1)、『省察』でもルソーへの評価に寄せてヒュームからの受容が示唆されているように (*Ibid.*, p. 150. 邦訳、216頁)、ヒュームの『イングランド史』から知識を得ていたことは十分にあり得る。ヒュームのイングランド史については以下を参照。Pocock, *Barbarism and Religion*, vol. II, Cambridge, 1999, pp. 163-257. 犬塚、前掲書。

110) 前期ステュアート時代のコモン・ローヤーたちのイングランド法に関する歴史認識については、拙著『イギリス立憲政治の源流』、第2章、第5章を参照されたい。

その「起源」や「進歩」でなく、それが「合理的な」ものであることを重視する。彼は、「歴史法学 (historical jurisprudence)」の研究を通して、「イギリス法が古来より同一の状態ですつと継承されてきた」という命題は、少なくともマテリアルなレベルでは肯定できないことを認識していた。すなわち、長期にわたる「時 (time)」の経過によってコモン・ローが明確に確立するまで、それは「戦争や騒乱の混沌のなかで喪失されたり、蹂躪されたこともあれば、権力の手によって破壊されたこともある」し、さらには「外国の征服によって、法全体が破壊される恐れのあるような拡充がなされた」こともあると¹¹¹⁾。パークは、「わが国法の現在の体系は、…大変に混合的で異質な集合体である」と理解していた。それは「さまざまな必要 (necessity) に応じて、混成され、改変され、さまざま修正されてきた」のだと¹¹²⁾。

保守主義として定式化されたパーク思想の基本的枠組みとその主たる構成要素は、大部分、コモン・ローの歴史観と法学的観念に負っていると言ってよい。彼はある書簡のなかで、時効を「国家形成の主原因と見なすよう私に教えた」のは、「法学一般に関する私の研究」であったと記している¹¹³⁾。パークにとって法学とは、「人間知性の誇り」であり、「幾世代にもわたって集積された理性」であり、この法学の理性によってこそ、「根源的正義の原理が、古くから論破されている誤謬の体裁たる無限に多様な人間的賭問題と結合する」ことができるのだと考えられた¹¹⁴⁾。したがって、パークの政治的保守主義の思考の核心は、古来の国制あるいは時効としての憲法の法的思考様式という点にあり、またその正当化のためのロジックないしレトリックにあったといえる。本稿では、それを相続／世襲の原理に基づく古来の慣習と神的摂理に基づく自然の秩序との相関

111) Burke, *An Essay towards an History of the Laws of England, in the Writings and Speeches* (1981~), Vol. I, pp. 322-3.

112) *Ibid.*, p. 331.

113) Burke, To Captain Thomas Mercer, in *the Correspondence*, vol. VI, pp. 92-8, at p. 95. パークは、法曹とはならなかったが、トリニティ・カレッジを卒業後、コモン・ロー法律家を養成する法曹学院 (Inns of Court) で法学教育を受けている。なお、政治家になる以前の、幼少期から青年期にかけての彼の履歴については、以下を参照。Lock, *Edmund Burke*, Vol. 1: 1730-1784, Chap. 1, 2, pp. 1-63.

114) *Reflection*, p. 83. 半澤邦訳、121頁。

的世界において把握してきた。この構成は、まさしく古典的コモン・ロー理論のなかで展開された「古来の国制」論の特徴と重なり合う。

こうした古来性という歴史論と自然ないし神的摂理という存在論とを切り結ぶ地点に、イギリス憲法においてバークが用いた「時効」という概念が機能的に位置していると考えられる。元々、物権的諸権利を確証する私法上の原理を、統治や国制という公法上の概念として転用していったところにイギリス立憲主義の本質があるといつてよい。「時」の効力とその検証のなかに統治の基本構造を考える思考は、まさに17世紀前期ステュアート時代のコモン・ローヤーたちに見られる特徴であり、彼らの展開した「古来の国制」論に連なるイギリス保守主義のなかにしばしば確認されるレトリックであった。バークにとってもやはり、時効とは「聖別された原理 (the sacred Principles)」であり、「時 (time) によって」聖別されるというこの観念こそが、¹¹⁵⁾古来性と自然／神的摂理をつなぐ結節点となっているのである。彼にとって、「時 (Time)」とは、「偉大な教訓」を教示する「偉大な教師 (grand instructor)」であり、あらゆる道徳的、¹¹⁶⁾政治的な「慎慮 (prudence)」の源であった。

したがって、次稿で取り上げるべき課題は、統治の時効論について検討することにある。そのうえで、われわれは再び、バークの政治的保守主義と、17世紀の古典的コモン・ロー理論あるいは「古来の国制」論の思考様式の連続性を改めて確認することにしたい。

(本学法学部准教授)

115) Burke, To Captain Thomas Mercer, in *the Correspondence*, vol.VI, pp.94-5. またバークは、古来の国制ないし古来のコモン・ローを支える時効は「聖別された準則 (sacred rules)」だと述べている。Burke, Letter to a Noble Lord (1796), In *the Writings and Speeches* (1901), Vol.V, p.200.

116) Burke, Second Letter to Sir Hercules Langrishe of the Catholic Question (1795), in *the Writings and Speeches* (1901), Vol.VI, p.377-8